第26条別紙

スクールバス車両管理及び運転業務委託契約における個人情報の取り扱いについて

契約書第26条で定める「個人情報の保護」についての具体的な手続きについて下記のとおりとしますので、受託者は当該個人情報の取り扱い等について、従業員を適切に監督してください。

1. 花田養護学校（以下、委託者）より提供する個人情報及び○○○（受託者）が業務上取得する個人情報の書類及び内容
2. 通学バス乗車日誌：委託実施要領第３の（３）に定める様式で、通学生の乗車時の記録
3. 緊急対応マニュアル：スクールバス運行時の緊急時対応マニュアル
4. 座席表：通学時の生徒の座席表その他
5. 会議資料等：運行会議等の資料。乗車予定児童生徒の情報が記載されたもの。
6. その他：上記以外に双方で確認する情報
7. 上記１に定める個人情報の取り扱いについて
8. 上記①については、委託者がファイルに綴って準備するので、乗車前に受けとり、降車時に学校へ提出すること。
9. 上記②，③については、原則としてスクールバスに備え付けること。なお、保管場所については定位置を定め、その管理については運転手及び添乗員の双方で確認し、紛失を防ぐこと。
10. 各種書類をスクールバスに置いてバスを離れる時は、必ず施錠すること。
11. 各種書類の紛失、露出を避けるため、ファイルに綴じる等して取り扱うこと。
12. 上記④について、資料を持ち返るときは、受託事業所で鍵のかかる場所へ保管すること。また、業務上不要となった場合は、受託者の責任において個人情報が漏えいしない形で処分すること。（持ち帰りの必要がない場合は、会議終了時当校へ返還すること。）
13. その他書類によらない情報についても、秘密保持の対象となることについて留意し、相手の人格、尊厳を傷つけるような行為をしないこと。
14. 知りえた情報については、業務遂行以外には使用しないこと。

（生命財産を守るために緊急やむを得ない場合はこの限りではない。）

1. その他、留意事項について
* ここに定めのない事項については、個人情報保護法を遵守し対応すること。
* 秘密保持義務については、受託事業所に従事している間はもちろんのこと、退職後も遵守すること。